# 一般社団法人日本フォーミュラリ学会 定款細則

### 第1章 総則

第1条 この細則は、一般社団日本フォーミュラリ学会(以下、「本会」という) 定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

### 第2章 会費

#### (種別)

第2条 本会の事業を援助するために、所定の賛助会費を納入する企業及び団体とする 賛助会員は下記の2種を設けることとする。

- (1)一般賛助会員
- (2)特別賛助会員

#### (会費)

第3条 本会の年会費は、次のとおりとする。なお、会費は前納制とする。また、入会金は不要とする。

(1)	正会員(医師、薬剤師	、医療従事者、	企業職員、	他)		5,000 円
(2)	学生会員(社会人学生	上を除く)				1,000円
(3)	一般賛助会員				1 □	100,000 円
(4)	特別賛助会員				3 □	300,000 円

#### (任意退会)

第4条 年度途中で退会された場合、年会費の返金措置は行わない。 年度は4月1日~3月31日までと定める。

## 第8条 附則

この定款細則は令和3年7月31日よりこれを実施する。